

## ●すべての消費者契約に関する法律

消費者契約法とは、消費者が事業者との間で結んだ契約について、不当な勧誘行為による契約を取り消したり、不当な契約条項を無効にすることで、消費者を保護し消費者契約を適正化する法律です。

取引形態（訪問販売、通信販売、店舗販売等）の違いや、購入する商品・サービスの種類を問わず、すべての消費者契約に適用されます。

消費者と事業者との間には、商品・サービスの内容や契約条件に関する情報・知識・経験や交渉力に大きな格差があります。対等な当事者間の取引を想定した民法のルールでは消費者が不利な立場に置かれがちなため、民法よりも強く消費者を保護する規定を設けたものです。

## ●不当な契約条項の無効

勧誘方法に問題がなくても、細かな契約条項は事業者が一方的に定めるのが通常です。そうした契約条項の中に、①その契約について事業者の責任を免除するような条項②契約解除の場合などに消費者の損害賠償責任を不当に重くする条項③そのほか消費者を不当に不利に取り扱うような契約条項、があった場合、消費者はその契約条項を無効とすることができます。

## ●事業者が違反行為があったとき

事業者が消費者契約法の違反行為があった場合、その契約を結んだ消費者自身が契約の取消や契約条項の無効を主張することができます。

しかし、特定商取引法などと異なり、消費者契約法には行政庁が違反業者に対して行政処分を行う規定はありません。

そこで、その代わりとして、07年に「消費者団体訴訟制度」が導入されました。これは、国が認定した適格消費者団体\*が、消費者被害の拡大を防止するため、事業者に対し不当な勧誘

## ●不当な勧誘行為による契約の取消

民法では、故意にだます方法（詐欺）や危害を加えると脅す方法（強迫）によって結んだ契約は取り消すことができますが、これが認められるケースはごく限られます。

そこで、消費者契約法は事業者の不当勧誘行為となる場合をもう少し広げ、消費者が契約を取り消しやすくなりました。

具体的には、①契約の内容や条件について、意図的でなくとも、その説明をした場合（不实告知）②有利な事実を強調し不利な事実を故意に隠した場合（不利益事実の不告知）③不確実なことを確実であるかのように断定的に説明した場合（断定的判断の提供）に、これによって消費者が契約内容や条件を誤認して契約したときは、取消ができます。

また、④契約を断っているのに事業者が消費者の自宅等から帰らないで勧誘を続けた場合（不退去）⑤契約を断っているのに、事業者が消費者を店舗等から帰らせないで勧誘を続けた場合（退去妨害）には、これによって困惑して契約を結んだ消費者は、取消ができます。

行為や不当な契約条項の改善を申し入れ、それに応じないときは差止請求訴訟を提起できるという制度です。

\* 消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣府理大臣の認定を受けたもの